申告はお早目に 市民税・県民税、所得税の

申告期限は

告は必要ありません。 て、市民税・県民税の申 告をした人は、原則とし でに申告をお願いします。 期になりました。期限ま 県民税、所得税の申告時 なお、所得税の確定申 平成27年分の市民税

ことはできます。

※給与以外の収入にかかる市民税・県民税を 自分で納付する人は申し出てください。

※平成24年度以降、公的年金収入が400万 ※市民税・県民税の申告会場・出張受付会場 円以下で、公的年金以外の所得が2万円以 得税の還付を受けるために確定申告をする 民税の申告は引き続き必要です。また、所 医療費控除を受けるためなどの市民税・県 下の人は、確定申告書の提出は不要ですが、 では、所得税の確定申告は受け付けません。

所得税(確定申告)について

富士税務署

5(6)2460

持ち物

②平成27年中の所得を証明できるもの の支払調書、事業主からの支払証明書、

申告期間

2月16日(火)~3月15日(火)

申告会場/消防防災庁舎フ階

大会議室

2月

23日(火)

22日 (月)

鷹 須 田

25 日 24 日

未 水

富

 \pm

南

原

田 野 出 津 浦

松

26日 (金)

吉

永

9 17 時

※土・日曜日は除く。

18 日 19日(金)

未 き

子

まちづくりセンター

料・国民健康保険税など)、生命保険 控除証明書、寄附金などの支払証明書 料·地震保険料 (旧長期損害保険料)

4身体障害者手帳や療育手帳など障害者 であることを証明できるもの

郵送による申告

来庁者用駐車場

- 000-

市民広場

車庫棟

富士市役所

庁舎

※市民税・県民税申告書と申告の手引きは、市民

3 日 2日] 日 29 日

浮

島

富 神

 \pm

4日

吉 丘

消防防 庁舎

3月

フ 日

-000-

10 日 9日

> 天 大 岩 元

間 淵 松 原

金 **未** 水 火 月 金 $\widehat{+}$ (水 火 月

富士駅北 富士駅南

> 送付先/〒417-8601 ※申告書の押印を忘れずにしてください 同封の上、送付してください。 し、右記の2~5のうち、必要な書類を 申告書に住所、氏名、電話番号を記入

平成28年度の主な改正点

ふるさと納税の拡充

寄附が対象)」が創設されました。 例制度(平成27年4月1日以降に行う 行える「ふるさと納税ワンストップ特 者などがふるさと納税を簡素な手続で た。また、確定申告の不要な給与所得 額の10%から20%に引き上げられまし 額の上限が、市民税・県民税の所得割 いて、基本控除に加算される特例控除 ふるさと納税の寄附金税額控除につ

住宅借入金等特別税額控除の適用期間 成25年4月に変更されたことを受け、 が平成31年6月までに延長されました。 消費税率10%への引き上げ時期が平 住宅借入金等特別税額控除期間の延長

市民税課からのお知らせ

限度額について 配偶者控除と市民税・県民税の非課税

配偶者控除などの扶養対象になります 01円以上103万円以下の配偶者は、 富士市では、給与収入額が9万50 市民税・県民税は課税されます。

市民税・県民税の出張受付

受付時間/9~16時

ところ/各地区まちづくりセンター

印鑑

③社会保険料控除証明書 収支明細書、その他帳簿類 または領収書 (給与・年金の源泉徴収票、報酬など (国民年金保険

⑤控除対象になる

医療費の領収書

※合計額を計算の上、お越しください。

富士市役所 市民税課

問い合わせ

市民税・県民税について

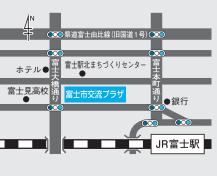
市民税課(市役所3階)

得税 (特別所得税

申告方法

①確定申告会場で

※土・日曜日、祝休日は除く。 開設期間/2月10日(水)~ 3月15日(火) 9~17時 場/富士市交流プラザ



※駐車場は大変混雑しますので、公共交通 機関をご利用ください。

目に終了する場合があります。 さい。なお、混雑状況により、案内を早 を要しますので、16時までにお越しくだ 作成指導あり)。申告書の作成には時間 目分で確定申告書を作成します(職員の 会場では、パソコンなどを利用して、

※昨年、パソコンを利用して平成26年分 分確定申告のお知らせ」のはがきまた の確定申告を行った人は、 「平成27年

> ※申告期間中は富士税務署では、 などの作成指導を行いません。 は封書をお持ちください。 申告書

富士市本市場297-1 T416-8650 富士税務署

国税庁ウェブサイトで

■http://www.nta.go.jp

操作しやすい、給与所得者または公的年 は、e-taxウェブサイトをごらんください でも提出できます。「e-tax」をご利用の際 ました。作成した申告書は印刷して郵送 金所得者向けの申告書作成画面を新設し 告書を作成できます。また、初心者でも 「確定申告書等作成コーナー」で、

年金受給者の皆さんへ

の作成指導を行います。 年金受給者の皆さんを対象に、 申告書

得税還付のための申告書は提出可)。 税の確定申告は必要なくなりました 外の所得金額が20万円以下の場合、 金額が400万円以下で公的年金など以 平成23年分から、公的年金などの収入

と き/2月8日(月)・9日(火) 9時30分~12時、13~16時

ところ/富士市交流プラザ

持ち物/①源泉徴収票 (公的年金・給与) ②各種控除の証明書・領収書、③印鑑 4預貯金口座番号のわかるもの 5筆記用具

※公的年金など以外の所得金額が20万円以 下でも市民税・県民税の申告は必要です。

住宅ローンなどを利用した

います。 築した人向けに、申告書の作成指導を行 平成27年中に住宅を新築・購入・増改

※土・日曜日、祝休日は除く。 9~17時(2月8日・9日は9時30分~) き/2月8日(月)~3月15日(火)

ところ/富士市交流プラザ

持ち物/①源泉徴収票など所得計算に必 記用具 年末残高証明書、⑦印鑑、⑧預貯金口 写し、⑥住宅取得資金に係る借入金の 契約書の写し、⑤土地の売買契約書の 要な書類、②住民票の写し、③家屋・ 座番号のわかるもの(本人名義)、⑨筆 土地の登記事項証明書、④家屋の売買

※申告内容により、必要のない書類や別 途必要な書類があります

◎口座振替方法 ◎口座振替日 4月20日(水)

てください。 までに、税務署または金融機関に提出 機関への届け出印を押印して、申告期限 融機関名、口座番号などを記入し、金融 ダウンロードも可)に、住所、氏名、 ェブサイト (mhttp://www.nta.go.jp) 融機関に備えつけてあるほか、国税庁ウ 「預貯金口座振替依頼書」(税務署・金 金 で

皆さんへ 税理士による無料税務相談

ところ/1鷹岡まちづくりセンター1階 と き/12月16~19日、22月24~26日 ホール、②富士商工会議所3階会議室 各9時30分~12時、13~16時

●平成26年分の青色事業専従者給与額 象/1~3のいずれかに該当する人 従者控除額を控除する前の所得金額 が300万円以下の人 青色申告特別控除額、または事業専

3給与所得者及び年金受給者 の課税売上高が3000万円以下の人 消費税課税事業者のうち、平成25年分

持ち物

①税務署から送付された平成27年分の のはがきまたは封書 は「平成27年分確定申告のお知らせ」 確定申告書など(パソコンを利用し て平成26年分の確定申告を行った人

④印鑑、預貯金口座番号のわかるもの ③源泉徴収票など所得の計算に必要な ②平成25・26年分の申告書など(控) 書類、各種控除の証明書・領収書など (本人名義)、筆記用具

※譲渡(土地・建物・株式など)・山 には対応できません。 所得や贈与税、相続税などの申告相

確定申告に関する電話相談

開設日時/3月15日(火)まで 8時30分 イダンスに従って「0」を押してください 富士税務署(☎(61)2460)の音声ガ ※土・日曜日、祝休日は除く。